

制定 平成 14 年 7 月 25 日
改正 平成 18 年 6 月 08 日
改正 平成 26 年 6 月 11 日
改正 平成 30 年 6 月 13 日

建築研究開発コンソーシアム 会費等規則

建築研究開発コンソーシアム（以下「コンソーシアム」という）が会員から徴収する会費及び入会金については、建築研究開発コンソーシアム規約（以下「規約」という）に定めるところによるほか、この規則の定めるところによる。

（会費）

第 1 条 会員は、規約第 8 条に定める会費及び入会金を負担する。

（会費及び入会金の額）

第 2 条 会費及び入会金の額は、次の通りとする。

- (1) 正会員の年会費は 24 万円を 1 口とし、1 口以上とする。但し、役員に選任された正会員又は建築に関する総合的研究施設を有し、規約第 4 条(5)に定める試験研究施設の運用支援を受ける正会員については 2 口以上とする。
- (2) 準会員の年会費は 6 万円を 1 口とし、1 口以上とする。建築研究開発コンソーシアム会員入会基準（以下「入会基準」という。）第 2 条（2）本文に係る準会員は入会基準別表（一）から（七）まで及び（十二）に掲げる事業について、入会基準第 2 条（2）但し書きに係る準会員は入会基準別表（一）から（八）まで、（十一）及び（十二）に掲げる事業について、それぞれ 1 口につき 1 件の事業の適用ができる。事業の適用にあたっては、入会基準別表（一）、（二）、（六）、（七）及び（八）に掲げる事業については、一案件を一事業とみなす。
- (3) 学術会員の年会費は 3 千円とする。但し、研究開発に関する高度の知見をもって研究会の要請に応じて参加し、またはコンソーシアムの諸活動に貢献できる大学等の教員にあつては、会費を減免することができる。
- (4) I 種情報会員の年会費は 4 万 8 千円とする。
- (5) II 種情報会員の年会費は 6 千円とする。
- (6) 正会員の入会金は 10 万円とする。

（会費及び入会金の納入等）

第 3 条 会費は規約第 42 条に定める事業年度に応じて年会費を一括前納するものとする。但し、会員が期の半ばに入会した場合の年会費については、これを月割り換算し、入会月を含む残存月数分とする。

2 入会金は、入会を申し込んだ会員に規約第 7 条 2 項の通知が届いてから、一ヶ月以内に納入するものとする。

(規則の変更)

第 4 条 当規則の改正は総会の議決を経て行う。

附則

本規則は、平成 14 年 7 月 25 日から施行する。

附則 (平成 18 年 6 月 8 日)

1. 第 2 条を改正した。
2. 本規則は、平成 18 年 6 月 8 日から施行する。

附則 (平成 26 年 6 月 11 日)

1. 第 2 条、第 3 条及び第 4 条を改正した。
2. 本規則は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。但し、第 2 条 (3) に係る改正は平成 26 年 6 月 11 日から施行する。

附則 (平成 30 年 6 月 13 日)

1. 第 2 条 (3) を改正した。
2. 本規則は、平成 30 年 6 月 13 日平成 30 年度通常総会の終了の時から施行する。